

1. 資源ごみの公共収集（資源化するものに限る） 平成19年度実績（平成20年4月1日現在）

【品目コード】

紙類	11. 新聞 12. 雑誌 13. 段ボール 14. 紙パック 15. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 16. 雑がみ（紙製容器包装に限らずその他紙類として）				
金属	21. スチール缶 22. アルミ缶 23. 小型金属（鍋など） 24. 大型金属				
ガラス	31. 生ビン 32. 無色ビン 33. 茶色ビン 34. その他の色のビン				
ペットボトル・プラスチック	41. PET 42. 白色トレイ 43. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 44. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)				
その他	51. 布類 52. 生ごみ 53. 廃食油 54. 剪定枝 55. その他				

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 54	24	11, 12, 13, 14, 16	52 (モデル事業のため、一部地域のごみステーション収集)		21, 22, 23, 24, 31, 32, 33		34, 41	11~14, 16, 51 (古紙回収業者が古紙問屋に持ち込み、売却益は収集業者の収入としている。)
銚子市	11, 12, 13, 15, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 43		14, 42		11, 12, 13, 14, 15	21, 22	31, 32, 33, 34	41, 42, 43	
市川市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51		14, 41		11, 12, 13, 14, 51		21, 22, 31, 32, 33, 41	34, 42, 43	
船橋市	21, 22, 23, 31, 32, 33, 34		41				21, 22, 23, 31, 32, 33, 34	34, 41	
館山市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42				11, 12, 13, 14	21, 22, 23, 24		31, 32, 33, 34, 41, 42	
木更津市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51				51		11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22	32, 33, 34, 41, 42, 43	
松戸市	41を除く全て (ただし52, 53, 54は可燃ごみに区分)	51	41		11, 12, 13, 14, 15	21, 22, 23, 31, 32, 33, 41, 51		34, 41, 42, 43	
野田市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 51	54		43				34, 41, 43	
茂原市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55 (廃乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51			34, 41	55 (処理委託のみ)

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
成田市	21, 22, 23, 31, 32, 33, 34 (下総・大栄地区) 41		41, 53		(下総・大栄地区を除く地区) 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34 53 (下総・大栄地区) 21, 22, 23, 53			(下総・大栄地区を除く地区) 41 (下総, 大栄地区) 32, 33, 34, 41	
佐倉市	15, 21, 22, 32, 33, 34, 43	23, 24	41, 53, 55				21, 22, 23, 24, 32, 33, 34 53		55 (処理委託)
東金市	21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41		11, 12, 13, 51		21, 22	23, 24		32, 33, 34	無償で業者取引 11, 12, 13, 51
旭市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 31 32, 33, 34, 41, 43, 51				11, 12, 13, 14, 51	21, 22, 23	31, 32, 33, 41, 43	34, 41	
習志野市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 32 33, 34, 41, 51		42		11, 12, 13, 14, 16, 51		21, 22, 32, 33, 41	34, 42	
柏市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43						11, 12, 13, 14, 16, 21, 22 23, 24, 31, 32, 33, 41, 42	34, 43	
勝浦市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24 31, 32, 33, 34, 41, 51				11, 12, 13, 14, 23, 24, 31 32, 33, 34, 41, 51	21, 22			
市原市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31 32, 33, 34, 51		41		11, 12, 13, 14, 16, 31, 41 51	21, 22		32, 33, 34	
流山市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 32, 33 34, 41, 43, 44, 51				11, 12, 13, 14, 51		21, 22, 41	32, 33, 34, 43	44
八千代市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22 23, 31, 32, 33, 34, 41, 51		14, 41, 42		11, 12, 13, 14, 15, 16		21, 22, 23, 32, 41	34	31, 33, 42, 51 (処理せ ずに引き取り (無 償))
我孫子市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 42 43, 44, 51, 53, 54, 55				11, 12, 13, 14, 15, 16, 21 22, 23, 24, 51		31, 32, 33, 34, 41	34, 42, 43	53は無償譲渡 54は中間処理のみ委託 55は処分を委託
鴨川市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32 33, 34, 41, 42, 51, 55 (乾電 池)				11, 12, 13, 14, 21, 22, 23 41	42		32, 33, 34, 41	51, 55 (売却無, 処理委 託)
鎌ヶ谷市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51	24				11, 12, 13, 14, 16, 21, 22 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41 51		42, 43	
君津市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31 32, 33, 34, 41, 43, 51, 54				11, 12, 13, 14, 16, 31, 51	21, 22	41	32, 33, 34, 41, 43	
富津市	11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23 32, 33, 34, 41, 43, 51				11, 12, 13, 14, 15, 51		21, 22, 23	32, 33, 34, 41, 43	
浦安市	11, 12, 13, 14, 15, 21, 22, 23 31, 32, 33, 34, 41, 43, 52, 53 54	11, 12, 13, 14, 15, 23, 43 52, 53, 54	14, 15, 42, 51, 53		31, 53 (せっけんの街へ 売却)	11, 12, 13, 21, 22, 32, 33 41		34	
四街道市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31 32, 33, 34, 41, 43, 51				11, 12, 13, 14, 41, 51	16	21, 22, 31	32, 33, 34, 41, 43	

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
袖ヶ浦市	11, 12, 13, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 51, 52, 54				11, 12, 13, 16, 51	21, 22, 23, 41		32, 33, 34, 41	
八街市	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41	24			11, 12, 13, 14, 23, 24, 41	21, 22	31, 32, 33, 34		
印西市	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51		14, 53		11, 12, 13, 14, 16, 51, 53		21, 22, 31, 32, 33, 34	41, 42, 43	
白井市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 44, 51	24	53, 55 (乾電池)		11, 12, 13, 14, 15, 16		31, 32, 33, 34, 41, 42, 43	31, 32, 33, 34, 41, 42, 43	
富里市	21, 22, 31, 32, 33, 34, 41		14		14	21, 22, 31		32, 33, 34, 41	
南房総市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 43, 44, 51	24			11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31			32, 33, 34, 41	
匝瑳市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51						11, 12, 13, 21, 22, 23	15, 32, 33, 34, 41, 42, 43	
香取市	(佐原区) 11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 51 (栗源区) 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41 (小見川区・山田区) 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41		(小見川区・山田区) 14	(小見川区・山田区) 54	(佐原区) 11, 12, 13, 14, 16, 51 (小見川区・山田区) 13, 14, 23, 24, 54	(佐原区) 21, 22, 23, 24 (栗源区) 21, 22, 23, 24 (小見川区・山田区) 21, 22	(小見川区・山田区) 41	(佐原区) 31, 32, 33, 34, 41 (栗源区) 31, 32, 33, 34, 41 (小見川区・山田区) 31, 32, 33, 34	
山武市	(成東地域) 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41 (山武・蓮沼・松尾地域) 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 51	(成東地域) 24			(成東地域) 21, 22, 41 (山武・蓮沼・松尾地域) 11, 12, 13, 14, 41, 42, 51	(成東地域) 23, 24 (山武・蓮沼・松尾地域) 21, 22, 23		(成東地域) 32, 33, 34 (山武・蓮沼・松尾地域) 32, 33, 34	
いすみ市	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41	24			11, 12, 13, 14, 15, 16, 24, 31, 41	21, 22, 23		32, 33, 34, 41	
酒々井町	21, 22, 23, 24, 32, 33, 34, 52	13, 54	41		21, 22, 23, 24	32, 33, 34	廃蛍光管, 廃乾電池	41	
印旛村	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 32, 33, 34, 41, 51				11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 41, 51				32, 33, 34
本埜村	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 44, 51				41, 44		11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 51		
栄町	11, 12, 13, 14, 16, 21, 22, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51				11, 12, 13, 14, 16, 51		21, 22, 32, 33, 34	41, 42, 43	
神崎町			11, 12, 13, 14, 51				11, 12, 13, 14, 51		
多古町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51						11, 12, 13, 21, 22, 23	15, 32, 33, 34, 41, 42, 43	
東庄町	13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41		14		13, 14, 23, 24, 54	21, 22	41	32, 33, 34	31 (生きびんとしては集めずカレットにする)

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
大網白里町	21, 22, 32, 33, 34, 41, 55	24	11, 12, 13, 14, 51, 55		11, 12, 13, 14, 21, 22, 41, 51, 53	23, 24		32, 33, 34	
九十九里町	41	24	11, 12, 13, 14, 55	21, 22, 23, 32, 33, 34(路線回収)	21, 22, 41	23, 24		32, 33, 34	11, 12, 13, 14 (無償で業者取引)
芝山町	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 51				11, 12, 13, 14, 41, 42, 51	21, 22, 23		32, 33, 34	
横芝光町	(横芝・光地域共通) 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 51 (光地域のみ) 15, 16, 43		53		(横芝地域) 11, 12, 13, 14, 41, 42, 51 (横芝・光地域共通) 53	(横芝地域) 21, 22, 23	(光地域) 11, 12, 13, 21, 22, 23	(横芝地域) 32, 33, 34 (光地域) 15, 32, 33, 34, 41, 42, 43	
一宮町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55 (廃乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33		34, 41	55 (廃乾電池) 処理委託のみ
睦沢町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 32, 33, 34, 41, 51				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 32, 33, 34		41	
長生村	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55, (廃乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33		34, 41	55 (処理委託のみ)
白子町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55 (廃乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33		34, 41	55 (処理委託のみ)
長柄町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55 (乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33		34, 41	55 (処理委託のみ)
長南町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 33, 34, 41, 51, 55 (廃乾電池)				11, 12, 13, 14, 15, 16, 51	21, 22, 31, 32, 33		34, 41	55 (処理委託のみ)
大多喜町	11, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 43, 44, 53				11, 12, 13, 14, 15, 16, 23, 24, 31, 32, 51, 53,	21, 22, 32, 41		43	33 (無償で業者引取), 34
御宿町	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 32, 33, 34, 41, 42, 43, 51	24, 55			11, 12, 13, 14, 51	21, 22, 23, 24, 41			32, 33, 34, 42, 43, 55
鋸南町	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34, 41, 51	24			11, 12, 13, 14, 23, 24, 31, 51	21, 22		32, 33, 34, 41	

2 集団回収に対する助成等について

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	3円/kg (新聞・雑誌・雑紙・段ボール・紙パック・布類) 拠点回収を行っている団体は実施月ごとに500円加算	2.4円/kg (新聞) 4.5円/kg (雑誌・雑紙・紙パック) 4.3円/kg (段ボール) 9.3円/kg (布類)	76,746,630	80,660,221
銚子市	有	3.2~3.4円/kg	1.6~1.7円/kg	4,374,373	2,235,540
市川市	有	3円/kg (ビン・缶・紙類・布類)	1円/kg (缶・雑びん) 3円/kg (紙類・布類) 15円/kg (生きビン (リターナルビン))	19,088,838	16,605,595
船橋市	有	3円/kg (新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着)	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着 単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上を比較し不足分を補助する。	78,783,720	22,347,027
館山市	無	—	—	—	—
木更津市	有	3円/kg (紙類・繊維類・ビン類)	2円/kg (紙類・繊維類・ビン類)	4,609,857	3,073,238
松戸市	有	2円/kg (紙類・缶・ガラスビン) 10円/kg (ペットボトル)	0.5~1円/kg (紙類) 6.6円/kg (缶・ガラスビン) 62.2円/kg (ペットボトル)	64,287,380	133,114,660
野田市	有	3円/kg (繊維・紙類・金属類・生びん) 10円/kg (雑びん) 18円/kg (空き缶) 5円/kg (ペットボトル)	3円/kg (繊維類) 0.5円/kg (雑誌) 19円/kg (金属類) 20円/kg (雑びん) 13円/kg (空き缶) 260万 (ペットボトル (月))	44,353,334	77,151,136
茂原市	有	1円/kg (紙パック・段ボール・雑誌) 2円/kg (新聞) 4円/kg (ビン類) 72円/kg (アルミ缶) 13円/kg (スチール缶)	—	14,461,242	—
成田市	有	10円/kg (紙・布・缶・ビン・金属類・ペットボトル (下総、大栄地区除く))	4円/kg (紙・布・缶・ビン・金属類・ペットボトル (下総、大栄地区除く))	27,706,220	11,082,488
佐倉市	有	2円/kg (新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古繊維・ビン・缶)	1円/kg (新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古繊維・ビン・缶)	15,782,456	7,878,509
東金市	無	—	—	—	—
旭市	無	—	—	—	—
習志野市	有	5円/kg (新聞・チラシ・雑誌・その他紙・段ボール・紙パック・古着類・スチール缶・アルミ缶・再利用びん・雑ビン・カレット)	同左	27,432,360	同左
柏市	無	—	—	—	—
勝浦市	無	—	—	—	—
市原市	有	4円/kg (金属類・紙類・布類・生きビン・雑びん) 10円/kg (ペットボトル)	4円/kg (金属類・布類・生きビン) 6円/kg (紙類) 10円/kg (雑びん) 30円/kg (ペットボトル)	22,688,072	31,140,000
流山市	有	8円/kg (紙類・布類・缶金属類・びん類)	9.8円/kg (紙類・布類) 12.8円/kg (缶金属類・びん類)	72,892,560	95,429,944
八千代市	有	4円/kg (新聞・雑誌・段ボール・古繊維・ビン・缶)	同左	12,332,384	12,332,384
我孫子市	有	5円/kg (古紙・古繊維・空びん・金属類 (缶含む)) 1世帯あたり10円/月	無	44,434,090	0
鴨川市	有	1円/kg (繊維類・紙類・金属類・ビン類)	無	853,126	0
鎌ヶ谷市	有	3円/kg (新聞・雑誌・段ボール・布類) 4円/kg (空きビン (カレット含む)・金属類 (空缶含む))	9円/kg (新聞・雑誌・ダンボール・布類・空きビン (カレットを含む)・金属類 (空缶を含む))	4,781,330	13,451,130
君津市	有	2円/kg (繊維類・新聞・雑誌・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・鉄くず・生きビン)	同左	1,344,950	1,318,652
富津市	有	3円/kg (繊維類・紙類・金属類・ビン類)	1.5円/kg (繊維類・紙類・金属類・ビン類)	2,837,169	1,308,472
浦安市	有	10円/kg (新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類)	3円/kg (新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類)	57,549,900	16,838,790

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
四街道市	有	8円/kg (牛乳パック・食用油) 5円/kg (その他紙類・繊維類・びん・金属) 33円/kg (ペットボトル)	5円/kg (牛乳パック、その他紙類、繊維類、びん、金属) 100円/kg (ペットボトル)	7,029,117	6,891,465
袖ヶ浦市	有	4円/kg (繊維類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ・びん類・缶類・金属類・ペットボトル・廃食用油)	—	11,812,216	—
八街市	有	5円/kg (古紙類・スチール缶・アルミ缶・びん類)	5円/kg (古紙類・スチール缶・アルミ缶・びん類) 10円/kg (スチール缶)	4,455,655	4,547,535
印西市	有	7円/kg (紙類・繊維類・ビン類・金属類 (さらに、前年度の回収と比較して増加した団体へ増加量に対し、3円/kg補助))	4円/kg (紙類・繊維類・びん類・金属類)	14,529,293	8,052,644
白井市	有	5円/kg (紙類・布類・ビン類・金属類)	5円/kg (紙類・布類・ビン類・金属類)	3,521,800	3,695,150
富里市	有	5円/kg (新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・繊維類・アルミ缶・ビン)	4.5円/kg (新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・繊維類・アルミ缶・ビン)	6,222,245	5,546,286
南房総市	無	—	—	—	—
匝瑳市	有	5円/kg (金属類・紙類・繊維類・ガラス・びん・缶等) (一団体、単年度につき限度額200,000円)	—	837,760	—
香取市	有	3円/kg (紙類・布類)	—	—	—
山武市	有	5円/kg (紙類・繊維類・缶類・ペットボトル・白色トレイ)	—	4,827,475	—
いすみ市	有	3円/kg (繊維類・紙類・金属類・ビン類・その他再生利用可能な一般廃棄物)	—	844,656	—
酒々井町	有	3円/kg (新聞・雑誌・段ボール、牛乳パック、ビン、金属、古繊維)	3円/kg (新聞・雑誌・段ボール、牛乳パック、ビン、金属、古繊維)	3,156,039	3,156,039
印旛村	有	3円/kg (新聞・雑誌・段ボール、牛乳パック、布、ビン、缶)	1円/kg (新聞・雑誌・段ボール、牛乳パック、布、ビン、缶)	684,222	225,678
本埜村	有	7円/kg (新聞紙・段ボール・雑誌等) 繊維類・ビン類・金属類)	3円/kg (新聞紙・段ボール・雑誌等) 繊維類・ビン類・金属類)	846,006	503,250
栄町	有	5円/kg (紙類・繊維類・缶類・びん類)	4円/kg (紙類・繊維類・缶類・びん類)	6,391,230	5,132,384
神崎町	有	3円/kg (紙類・繊維類・金属類・ビン類)	—	418,398	—
多古町	無	—	—	—	—
東庄町	有	3円/kg (新聞・雑誌・古布)	—	73,260	—
大網白里町	有	5円/kg(紙類・繊維類・ビン類・金属類) 10円/kg(アルミ類)	—	紙類 4,725,090 繊維類 2,250 ビン類 56,445 金属類 40,700 アルミ類 121,750	—
九十九里町	有	3円/kg (紙類・繊維類・カン・ビン)	—	419,705	—
芝山町	有	3円/kgの補助	新聞・雑誌・ダンボール・衣類・ビール瓶・一升瓶・牛乳パック	258,135	—
横芝光町	有	3円/kg (繊維類・紙類・アルミ類)	—	208,380	—
一宮町	無	—	—	—	—
睦沢町	無	—	—	—	—
長生村	無	—	—	—	—
白子町	無	—	—	—	—
長柄町	有	1人あたり200円	—	生涯クラブ連合会 (報償費として) 37,200	—
長南町	無	—	—	—	—
大多喜町	無	—	—	—	—
御宿町	有	ビン、古紙 3円/kg	—	202,808	—
鋸南町	無	—	—	—	—

3 ポイ捨て禁止条例の制定状況について

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
千葉市	有	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	H10. 4. 1
銚子市	無	—	—	—	—	—
市川市	有	市川市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	有	3,277	H15. 9. 22
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て禁止条例	有	有	2,200	H16. 3. 31
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無	—	—	H10. 3. 31
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱防止等に関する条例	有	無	0	H8. 3. 29
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	28	H15. 12. 19
野田市	有	野田市環境美化条例	無	—	—	H9. 3
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無	0	H12. 6. 29
成田市	有	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	H8. 12. 27
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	—	—	H15. 3
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	0	H12. 12. 27
旭市	有	旭市環境美化推進に関する条例	有	無	0	H17. 7. 1
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	—	—	H14. 12. 27
柏市	有	柏市ばい捨て等防止条例	有	有	399	H9. 3. 28
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無	0	H14. 9. 26
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	H9. 3. 18
流山市	有	流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無	0	H14. 6. 28
八千代市	有	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	有	無	0	H10. 3. 25
我孫子市	有	さわやかな環境づくり条例	有	無	0	H9. 6. 26
鴨川市	有	まちをきれいにする条例	有	無	0	H17. 2. 11
鎌ヶ谷市	有	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無	—	—	H17. 9. 30
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無	0	H9. 3. 31
富津市	有	富津市まちをきれにする条例	有	無	0	H9. 3. 27
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	—	—	H9. 3. 31
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無	0	H11. 3. 30
袖ヶ浦市	有	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	有	無	0	H9. 3. 28
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	H10. 6. 29
印西市	有	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	無	—	—	H19. 9. 21
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無	0	H14. 9. 24
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無	0	H12. 3. 27
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	—	—	H18. 3. 20

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無	0	H18. 1. 23
香取市	有	香取市環境美化条例	無	—	—	H18. 3. 27
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無	0	H18. 3. 27
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例	有	無	0	H17. 12. 5
酒々井町	無	—	—	—	—	—
印旛村	有	印旛村環境美化推進に関する条例	有	無	0	H12. 9. 18
本埜村	無	—	—	—	—	—
栄町	無	—	—	—	—	—
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無	0	H13. 12. 18
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	—	—	H12. 12. 20
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	—	—	H10. 3. 12
大網白里町	無	—	—	—	—	—
九十九里町	無	—	—	—	—	—
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無	0	H13. 6. 18
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無	0	H19. 3. 15
一宮町	無	—	—	—	—	—
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	H10. 6. 26
長生村	無	—	—	—	—	—
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無	—	—	H8. 6. 14
長柄町	無	—	—	—	—	—
長南町	無	—	—	—	—	—
大多喜町	無	—	—	—	—	—
御宿町	有	御宿町のきれいな海岸環境を守る条例	有	無	0	H6. 9. 27
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無	0	H6. 12. 8

4 一般廃棄物等の不法投棄の状況

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※	件数	量※
千葉市	2582	522	—	—	2582	522	2582	522	—	—	—	—
銚子市	138	—	—	—	138	—	112	—	—	—	26	—
市川市	449	99	—	—	449	99	449	99	—	—	—	—
船橋市	1263	181	—	—	1263	181	1263	181	—	—	—	—
館山市	187	5	8	3	195	8	194	7	—	—	1	1
木更津市	34	7	2	2	36	9	27	5	—	—	9	4
松戸市	411	196	—	—	411	196	411	196	—	—	—	—
野田市	—	—	—	—	686	168	686	168	—	—	—	—
茂原市	356	26.5	—	—	356	26.5	356	26.5	—	—	—	—
成田市	718	21.1	3	1	721	22.1	716	21.6	—	—	5	0.5
佐倉市	832	83.2	—	—	832	83.2	832	83.2	—	—	—	—
東金市	—	—	413	30	413	30	413	30	—	—	—	—
旭市	203	44	—	—	203	44	203	44	—	—	—	—
習志野市	127	6	—	—	127	6	127	6	—	—	—	—
柏市	1112	11	—	—	1112	11	1112	11	—	—	—	—
勝浦市	106	6.46	—	—	106	6.46	100	6.11	5	0.15	1	0.2
市原市	356	156	—	—	356	156	356	156	—	—	—	—
流山市	434	75.18	126	10.47	560	85.65	560	85.65	—	—	—	—
八千代市	162	—	26	—	188	—	257	64.9	—	—	—	—
我孫子市	309	29.48	3	1.52	312	31	312	31	—	—	—	—
鴨川市	120	30.5	15	10	135	40.5	120	30.5	2	2	13	8
鎌ヶ谷市	1159	42	—	—	1159	42	1159	42	—	—	—	—
君津市	96	9.6	10	1	106	10.6	90	9	—	—	16	1.6
富津市	2	2.8	—	—	2	2.8	2	2.5	—	—	—	—
浦安市	848	1228	—	—	848	1228	415	717	—	—	—	—
四街道市	—	—	220	32.37	220	32.37	220	32.37	—	—	—	—
袖ヶ浦市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八街市	44	11	1	5	45	16	45	16	—	—	—	—
印西市	13	—	8	—	21	—	12	—	—	—	9	—
白井市	—	53	3	4	—	57	—	57	—	—	—	—
富里市	32	1.6	6	1.2	38	2.8	33	2.1	—	—	5	0.7
南房総市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
匝瑳市	41	21.7	—	—	41	21.7	41	21.7	—	—	—	—
香取市	523	9	23	3	546	12	500	10	0	0	46	2
山武市	220	2.2	19	335	239	337.2	210	42.2	—	—	29	295
いすみ市	365	8.034	—	—	365	8.034	365	8.034	—	—	—	—
酒々井町	92	30	—	—	92	30	92	30	—	—	—	—
印旛村	4	1.5	16	4.7	20	6.2	20	6.2	—	—	—	—
本埜村	16	10	6	4	22	14	22	14	—	—	—	—
栄町	31	2	—	—	31	2	31	2	—	—	—	—
神崎町	8	0.2	17	0.7	25	0.9	24	0.7	—	—	1	0.2
多古町	22	—	2	—	24	—	23	—	—	—	1	—
東庄町	18	1	7	204	25	205	21	5	—	—	4	200
大網白里町	—	—	—	—	251	—	250	—	—	—	1	—
九十九里町	31	—	4	—	35	—	34	—	—	—	1	—
芝山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横芝光町	—	38.53	—	—	—	38.53	—	38.53	—	—	—	—
一宮町	—	—	160	32	160	32	160	32	—	—	—	—
睦沢町	50	0.7	3	0.1	53	0.8	53	0.8	—	—	—	—
長生村	18	13	2	1	20	14	20	14	—	—	—	—
白子町	5	6	—	—	5	6	5	6	—	—	—	—
長柄町	50	2	10	1	60	3	50	2.5	10	0.5	—	—
長南町	55	1	1	1	56	2	56	2	—	—	—	—
大多喜町	45	1.65	1	0.45	46	2.1	46	2.1	—	—	—	—
御宿町	15	3	—	—	15	3	15	3	—	—	—	—
鋸南町	21	2.5	—	—	21	2.5	21	2.5	—	—	—	—

※「—」は未把握または0
 ※量の単位は「t」で推計値を含む

5 一般廃棄物等の主な不法投棄物

NO.	市町村名	不法投棄されたごみの種類												
		家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他					
									①	②	③	④	⑤	
1	千葉市	○	○	○	○	○	○							
2	銚子市	○	○	○	○	○	○							
3	市川市	○	○	○	○	○	○							
4	船橋市	○	○	○	○	○	○							
5	館山市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	ビニール袋	建築廃材			
6	木更津市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ					
7	松戸市	○	○	○	○	○	○		未分別ごみ	たたみ				
8	野田市	○	○	○	○	○	○							
9	茂原市	○	○	○	○	○	○							
10	成田市	○	○	○	○	○	○							
11	佐倉市	○	○	○	○	○	○							
12	東金市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ					
13	旭市	○	○	○	○	○	○		生活系ごみ	缶・ビン	毛布・布団			
14	習志野市	○	○	○	○	○	○		家具	布団				
15	柏市	○	○	○	○	○	○		バッテリー	ボンベ	コンクリート			
16	勝浦市	○	○	○	○	○	○							
17	市原市	○	○	○	○	○	○		食器類	ガラス	衣類	解体ごみ		
18	流山市	○	○	○	○	○	○		布団	生活ごみ	ブロック	廃材	カーペット	
19	八千代市	○	○	○	○	○	○		建設廃材	コンクリート	衣類	石膏ボード	巻きビニール	
20	我孫子市	○	○	○	○	○	○							
21	鴨川市	○	○	○	○	○	○							
22	鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○							
23	君津市	○	○	○	○	○	○		一般家庭ごみ					
24	富津市	○	○	○	○	○	○							
25	浦安市	○	○	○	○	○	○							
26	四街道市	○	○	○	○	○	○							
27	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ	太陽熱湯湯沸				
28	八街市	○	○	○	○	○	○							
29	印西市	○	○	○	○	○	○		ガラ	残土	バッテリー			
30	白井市	○	○	○	○	○	○		スプリング入	消化器				
31	富里市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ					
32	南房総市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	衣類	缶	ペットボトル	草・枝	
33	匝瑳市	○	○	○	○	○	○							
34	香取市	○	○	○	○	○	○		雑誌類					
35	山武市	○	○	○	○	○	○							
36	いすみ市	○	○	○	○	○	○							
37	酒々井町	○	○	○	○	○	○		缶	ビン	コンビニ袋	コンビニ弁当	雑誌	
38	印旛村	○	○	○	○	○	○							
39	本埜村	○	○	○	○	○	○							
40	栄町	○	○	○	○	○	○		ふとん	マットレス	バッテリー	雑誌		
41	神崎町	○	○	○	○	○	○		建築廃材					
42	多古町	○	○	○	○	○	○							
43	東庄町	○	○	○	○	○	○		生活ごみ					
44	大網白里町	○	○	○	○	○	○		廃材類	可燃ごみ				
45	九十九里町	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	ビン・ガラス	ブロック類			
46	芝山町	○	○	○	○	○	○		衣類					
47	横芝光町	○	○	○	○	○	○							
48	一宮町	○	○	○	○	○	○		生活系ゴミ	空き缶等	廃タイヤ	テレビ	冷蔵庫	
49	睦沢町	○	○	○	○	○	○		缶	プラ容器	雑誌	ペットボトル	ビニール製品	
50	長生村	○	○	○	○	○	○							
51	白子町	○	○	○	○	○	○							
52	長柄町	○	○	○	○	○	○		缶	生ゴミ	ビン	段ボール	紙	
53	長南町	○	○	○	○	○	○		タイヤ	カン	ペットボトル	テレビ	洗濯機	
54	大多喜町	○	○	○	○	○	○		生活系ごみ					
55	御宿町	○	○	○	○	○	○							
56	鋸南町	○	○	○	○	○	○		布団類	廃材	消火器	バッテリー		

6 一般廃棄物等の主な不法投棄場所

市町村名	不法投棄された場所												
	山林	農地	工業用地	道路・道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他				
									①	②	③	④	⑤
千葉市	○			○			○	○					
銚子市	○	○	○	○	○	○	○	○					
市川市	○	○	○	○			○	○					
船橋市	○	○	○	○			○	○					
館山市	○	○	○	○	○	○		○					
木更津市	○	○		○	○			○	用水路 市管理地	公園			
松戸市	○			○	○								
野田市	○	○	○	○			○	○					
茂原市	○	○		○	○		○	○					
成田市	○	○	○	○	○		○	○					
佐倉市	○	○	○	○	○		○	○					
東金市					○	○							
旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	公園 集積所	農業用水路 公園	ゴミステーション		
習志野市				○				○					
柏市	○	○	○	○	○		○	○					
勝浦市	○	○		○	○	○	○	○					
市原市	○	○	○	○	○		○		道路沿いの山林	河川・河川敷	道路・道路敷		
流山市				○				○					
八千代市	○	○		○	○			○					
我孫子市	○	○		○	○			○	ごみ集積所	公園			
鴨川市	○			○	○	○	○	○					
鎌ヶ谷市	○			○	○		○	○					
君津市	○	○		○	○		○	○					
富津市									ごみ集積所				
浦安市				○									
四街道市	○			○				○					
袖ヶ浦市	○	○		○				○					
八街市	○	○		○			○						
印西市		○		○	○		○		公共地 ごみ集積所	公園			
白井市	○	○	○	○				○					
富里市	○	○		○			○	○					
南房総市	○	○	○		○	○	○	○	ゴミステーション				
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○					
香取市	○	○		○	○			○	ゴミステーション				
山武市	○	○		○	○		○	○					
いすみ市				○	○	○	○						
酒々井町	○	○	○	○	○		○	○					
印旛村				○									
本埜村	○	○		○				○					
栄町				○	○								
神崎町		○		○	○								
多古町	○			○	○		○	○					
東庄町	○	○		○				○					
大網白里町	○	○	○	○	○	○	○	○	公園 空き地	集積所 集積所	公共用地		
九十九里町				○	○	○	○	○					
芝山町	○			○				○					
横芝光町				○	○	○		○					
一宮町	○	○		○	○	○	○	○					
睦沢町	○	○		○	○			○	ゴミ集積所 ごみ集積所	ため池			
長生村		○		○	○	○							
白子町	○			○	○	○		○					
長柄町	○	○		○	○			○	空地				
長南町	○	○		○	○			○					
大多喜町	○			○	○								
御宿町	○	○		○	○								
鋸南町	○	○		○	○	○	○	○	ダム周辺	林道際	集積所		

7 不法投棄対策に係る条例や要綱等について

市町村名	条例名	内容
千葉市	—	—
銚子市	銚子市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の未然防止
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	第38条（投棄の禁止等）何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。
船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員設置に関する要綱
木更津市	木更津市不法投棄監視員制度設置要綱 木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	不法投棄監視員を設置することにより不法投棄の現状を把握し、不法投棄を未然に防止する。 監視カメラを設置することにより不法投棄を未然に防止する。
松戸市	—	—
野田市	野田市環境美化条例	生活環境を損ねるものの飛散防止に努めることによる市の環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置することにより廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を確保する。
成田市	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	成田市廃棄物不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの廃止・空き容器等の散乱防止
東金市	①東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ②東金市不法投棄監視員設置要綱	投棄行為の禁止、自転車放置の禁止
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」（第38条第1項）
柏市	柏市不法投棄対策条例	この条例は、柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号)に定める基本理念にのっとり、不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、本市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、柏市不法投棄対策協議会の設置、不法投棄をしている者等に対する勧告その他必要な事項を定めることにより、本市の環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。
勝浦市	①勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 ②勝浦市不法投棄監視員制度設置要綱	①空缶等の投棄行為の禁止、自動車等の放置行為の禁止。 ②市内各地域における不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、不法投棄を未然に防止する。
市原市	市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱	住民が組織する不法投棄監視活動に対し、経費の一部を助成する。
流山市	流山市クリーン作戦実施要綱	環境美化推進員及び不法投棄監視員による監視を規定している。
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務、立入調査、原状回復命令及び罰金、通報者への報償
我孫子市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の監視、通報
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第39条投棄の禁止）	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。
君津市	①君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 ②君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・廃棄物の投棄の禁止 ・放置自動車の発生防止と適正な処理
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物等の現状を的確に把握するため
浦安市	—	—
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市における土砂等の不法投棄を未然に防止する
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の未然防止に寄与する。
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	監視員が不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等を行う。
印西市	印西市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提出、防止施策に協力することを職務とする監視員を設置する。
白井市	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例	空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進することを目的とする。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	不法投棄を未然に防止し、市内各地の現状を把握するため不法投棄監視員を設置する
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため廃棄物不法投棄等監視員を置く。
山武市	① 山武市不法投棄監視員設置要綱 ② 山武市環境監視員設置規則	①山武市では、不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。 ②廃棄物の不法投棄等を未然に防ぎ市民の生活環境を保全するため、環境監視員を設置する。

市町村名	条例名	内容
いすみ市	いすみ市環境保全条例	何人も、公共の場所、山林及び空き地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄等監視員設置要綱	不法投棄等監視員を設置し、廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し快適な生活環境の保全を資することを目的とし、監視員の職務等を明記。
印旛村	印旛村環境監視指導員制度設置要綱	指導員を設置することにより不法投棄を未然に防止する。
本埜村	—	—
栄町	—	—
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄を未然に防止する。
多古町	多古町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄を未然に防ぐ
東庄町	①東庄町不法投棄監視委員設置要綱 ②東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	①不法投棄を未然に防ぐ②不燃物置場・リサイクルステーションに不法に放棄された廃棄物の処理に関する経費に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区（以下「実施区」という。）に補助金を交付する
大網白里町	大網白里町廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握、未然防止
九十九里町	—	—
芝山町	—	—
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	町内の不法投棄の防止を図り、生活環境の保全を図ることを目的として、不法投棄監視員を設置する。
一宮町	—	—
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	地区ごとに監視員を委嘱し、早期発見に努める
長生村	—	—
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
長柄町	—	—
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄などの監視及び町への通報
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止
御宿町	—	—
鋸南町	①鋸南町環境美化推進に関する条例 ②鋸南町不法投棄監視員設置要綱	①空き缶等の散乱防止 ②不法投棄を未然に防止

8 埋立処分の状況

市町村名	自区域内処分量	自区域外処分量	
		県内埋立処分	県外埋立処分
千葉市	30,764	0	0
銚子市	3,953	0	0
市川市	0	4,996	13,515
船橋市	0	0	12,838
館山市	592	0	0
木更津市	0	0	1,605
松戸市	0	1,005	16,266
野田市	0	4,256	2,206
茂原市	4,305	0	0
成田市	0	0	2,218
佐倉市	1,076	0	0
東金市	853	0	0
旭市	6,641	0	0
習志野市	0	21	1,571
柏市	7,952	0	1,236
勝浦市	0	0	1,026
市原市	11,868	0	0
流山市	0	0	1,898
八千代市	0	1,979	2,872
我孫子市	0	0	460
鴨川市	490	0	270
鎌ヶ谷市	0	0	2,706
君津市	0	0	941
富津市	605	0	0
浦安市	0	0	4,002
四街道市	0	318	0
袖ヶ浦市	2	0	738
八街市	4,885	0	0
印西市	2,413	0	0
白井市	2,449	0	0
富里市	0	0	473
南房総市	1,604	278	0
匝瑳市	326	0	0
香取市	5,313	0	0
山武市	1,079	179	0
いすみ市	486	0	0
酒々井町	131	0	0
印旛村	641	0	0
本埜村	67	0	0
栄町	1,073	0	0
神崎町	359	0	0
多古町	116	0	0
東庄町	54	645	0
大網白里町	624	0	0
九十九里町	269	0	0
芝山町	324	37	0

市町村名	自区域内処分量	自区域外処分量	
		県内埋立処分	県外埋立処分
横芝光町	494	57	0
一宮町	456	0	0
睦沢町	197	0	0
長生村	448	0	0
白子町	448	0	0
長柄町	298	0	0
長南町	273	0	0
大多喜町	0	0	39
御宿町	0	0	0
鋸南町	380	0	0

※組合等で廃棄物処理をしている場合で、組合等の管内に、組合等が設置した最終処分場がある場合は「自区域内」として集計しています。

9 不用品の再利用に関する情報ネットワークに関する状況

市町村名	内容
千葉市	<p>家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、各区役所のロビーにリサイクル情報コーナーを設置し、市民からの「ゆずります」「希望します」の不用品情報を募集している。</p> <p>○利用手順 (1) 情報の登録 「ゆずります」「希望します」の情報を、直接またはハガキ、電話、ファックスで各区役所の地域振興課へ申込む。また、「電子申請サービス」においても申込み可能。 (2) 情報の掲示 情報はカードに記入され、区役所ロビーに3ヵ月間掲示。 (3) 直接交渉 リサイクル情報コーナーを見て、希望する品物やゆずりたい品物があった場合、カードに記入されている方に直接連絡の上、値段や受渡しの方法等について話し合いで決める。 (4) 交渉成立後 交渉成立後は、必ず登録を行った区役所の地域振興課へ連絡する。</p>
銚子市	無
市川市	<p>家庭で不要になったもの、あるいはゆずって欲しいものがある方のために、不要品交換情報コーナー（ゆずりますコーナー）をリサイクルプラザ、市川市役所、行徳支所、大柏出張所の4ヶ所に設置し、約8週間情報を提供している。（有料・無料いずれも可）</p>
船橋市	無
館山市	無
木更津市	無
松戸市	無
野田市	市広報誌による情報提供。不用品を「譲って欲しい人」と「譲りたい人」をそれぞれ掲載。有望者は直接提供者に連絡して交渉する。
茂原市	無
成田市	<p>○ 市民からの不用品情報により、「譲ります。探しています。」の台帳に登録後、広報の情報コーナーへ掲載。受け渡しについては、直接、当事者間で連絡のうえ決定。 ○ 本市の施設に搬入されたリサイクル可能な自転車については、部品等を交換のうえ整備し、また、市民からの依頼等により引取りしたリサイクル可能な家具については、よごれなどを落とし、毎月1回抽選のうえ販売。</p>
佐倉市	<p>佐倉市消費生活センターにて実施している事業であるが、各出張所に設置してある「譲ります」or「譲ってください」の申請用紙に記入後提出していただくと、市の広報紙へ掲載し、実際に問い合わせ等があった場合には、申請者宅の電話番号等を教え交渉は当事者間で行ってもらうシステムとなっている。</p>
東金市	<p>家庭で不要になった物、まだ十分に使えるもので譲ってよい物（譲ります）、また逆に不要品を求める（求めます）をリサイクル情報コーナーに掲示している。 環境保全課窓口にて登録してもらい掲示板に張り出す（3ヶ月）。どちらの利用者も希望の番号の所有者を環境保全課の窓口にて確認しその方が連絡を取り、交渉が成立すれば終了。 <利用できない物> ・自動車、貴金属、動物、業務用機器等</p>
旭市	無
習志野市	<p>不用品等の提供希望者と譲渡希望者がそれぞれ不用品等について登録をし、市は登録された不用品等について、リサイクル情報コーナーへ掲示するとともに、リサイクル通信へ掲載する。なお、登録品について希望者が現れた場合、各自で直接交渉を行ってもらう。</p>
柏市	<p>「不用品交換広場」 リサイクルプラザリボン館に直接申し込みし、「提供したい人」と「提供を受けたい人」がそれぞれ掲示板に紙をはることでマッチングを促す仕組み。</p>
勝浦市	無
市原市	<p>市は、家庭で不用となった物品を「あげます（無料であげたい）」、「譲りたい（有料（1万円以内））」、「譲ってほしい」という情報を受け付け、広報紙、ウェブサイトに掲載した上で、条件の合う相手から申し込みがあれば紹介する。各自で価格・引き取り方法など直接交渉する。（市原市消費生活センターの実施事業）</p>
流山市	無
八千代市	月2回発行する広報誌において、不要品の出品に関する情報を掲載し、その記事を見て、掲載された品物が欲しいと申し出た人に出品者の連絡先等を教えて、当人同士で譲渡の交渉をする。
我孫子市	粗大ごみの修理販売やリサイクル教室を実施している「ふれあい工房」（運営は委託）という施設があり、そこで不用品情報を施設内に掲示、市の広報に掲載している。
鴨川市	不用品がある人は不用品の品目を市の広報紙に掲載し、必要とする人との橋渡しをしている。
鎌ヶ谷市	<p>市民からのゆずりたい物や希望する物の情報を、市の広報誌に「リサイクル情報」として掲載している。紙面にゆずりたい物・希望する物の情報と名前・電話番号を掲載し、それを見て希望・提供したい人と直接交渉を行う。交渉が成立した場合、市役所クリーン推進課に報告する。</p>
君津市	<p>【リサイクル情報交換コーナー】 ・ 市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受け付け、市役所、リサイクルプラザ、公民館（8館）に最長6ヵ月間掲示する。 ・ リサイクル品の交換、売買は、当事者間で行う。 ・ 食料品、化粧品、動植物、貴金属、危険物は不可とする。</p>
富津市	無
浦安市	無

市町村名	内容
四街道市	〈斡旋〉譲りたい人と欲しい人をそれぞれ受付し、リストを作成して条件のあった人に紹介する。 なお、品物は当事者間の話し合いによって決めることとしている。 〈掲示等〉市役所玄関前に掲示するとともに、毎月15日号の市政だよりに掲載している。
袖ヶ浦市	譲りたいもの・譲ってほしいものについて申請書を提出し市に登録する。 市は登録された情報をホームページ及び庁舎1階ロビーに掲示する。 譲りたいもの・譲ってほしいものが見つかったら市に連絡する。 市は登録者の連絡先を教え、取引は当事者同士で行い、成否に関わらず結果を市に報告する。
八街市	不用品情報を広報に掲載し、情報を提供している。
印西市	リサイクル情報広場 「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していただいたものを市広報、ホームページ、市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。 なお、紹介後の交渉は各自で行っていただいております、品物についても市では預かっていない。
白井市	生活用品交換広場 (目的) 一般家庭で不用となった生活用品を有効活用するため、市民間での交換に関する情報を市が提供することにより、資源である不用品の再利用を促進し、もって資源の節約と消費生活の安定を図ることを目的とする。 (方法) ①不用品情報掲載申込書により譲りたい・譲り受けたい情報に記入し、市に提出。 ②市で登録し、掲示板、広報紙、ホームページに掲載する。 ③譲りたい・譲り受けたい情報が合致した場合は、市で双方に連絡し、市民間で交換を行う。
富里市	無
南房総市	無
匝瑳市	市役所のロビーに「リサイクル・コーナー」を設置。譲りたい物を持っている人、譲って欲しい物がある人は環境生活課で登録して、リサイクルコーナーに希望物品名を掲示する。(掲示期間は三ヶ月間)
香取市	リサイクル情報コーナー「譲ります・譲ってください」 市民が譲りたい品や譲ってほしい品があるときに登録し、内容を記載したカードを市役所1階ロビーの掲示板に掲示する。カードを見て、譲ってほしい品や譲りたい品があった場合、環境安全課にて登録者の連絡先を教える。譲り渡し方法等は、当事者同士の話し合いで行ってもらう。
山武市	無
いすみ市	無
酒々井町	無
印旛村	無
本埜村	無
栄町	無
神崎町	無
多古町	無
東庄町	無
大網白里町	「譲ります・求めます」の申請書を記入してもらう。掲示板に3週間貼り出し、その間に連絡のなかった方は、希望者がいなかっものとして登録を抹消する。品物は、各家庭で保管して頂き、受理方法や受理後の品物の欠陥、故障及び事故等の対応については、双方の相談により決めてもらう。品物の引渡しが終わった後は、譲った方に担当課まで連絡をもらう。
九十九里町	無
芝山町	無
横芝光町	無
一宮町	無
睦沢町	(内容・方法) ・平成12年9月からリサイクルネットワークを実施。 ・不用品提供者また希望者は、町に来庁・電話・FAXのいずれかで申込み(登録)する。 ・受付後、役場庁舎及び中央公民館に1ヶ月間掲示する。また、1回のみ継続登録ができる。 ・提供者・希望者に申込みがあった場合は情報を提供するが、交渉は当事者双方の責任で行う。また、譲渡後のトラブルについても当事者間で解決し、町は関与しない。
長生村	無
白子町	無
長柄町	無
長南町	(内容・方法) リサイクル交換コーナーを設置している。「ちょうなん」広報で、宣伝している。
大多喜町	無

市町村名	内容
御宿町	1. 再利用品の提供者及び譲り受け希望者は町に申し込み（登録）する。 2. 町で「ゆずります。」の情報を受付紹介し、交渉は当事者双方の責任において行う。 3. 情報提供当事者は紹介された情報に係る交渉の成否にかかわらず結果を町へ報告する。
鋸南町	無

10 家庭系可燃ごみの有料化の状況

地域別 (県民センター、 事務所 管轄地域別)	定額制 料金徴収	指 定 袋 制		料金徴収、 指定袋共に なし
		処理料金上乗せ	袋 代 の み	
	有料化あり		有料化なし	
千葉・ 市原			千葉市、市原市	
葛南		八千代市	市川市、船橋市 習志野市、浦安市	
東葛飾		野田市(※)	柏市、鎌ヶ谷市	松戸市 流山市 我孫子市
北総		栄町	成田市、佐倉市 四街道市、八街市 印西市、富里市 白井市、酒々井町 印旛村、本埜村	
香 取	東庄町 香取市(※) (旧小見川、山田町)	香取市(※) (旧栗源町) 神崎町、多古町	香取市(※) (旧佐原市)	
海 匝		銚子市、旭市 匝瑳市		
東上総		茂原市、一宮町 睦沢町、長生村 白子町、長柄町 長南町		
山 武		九十九里町、横芝光町 芝山町、山武市	東金市 大網白里町	
夷 隅	御宿町	いすみ市 大多喜町	勝浦市	
南房総		富津市、君津市(※) 木更津市、袖ヶ浦市		
安 房		館山市、鴨川市 南房総市、鋸南町		
合計	1市2町	16市13町1村	18市2町2村	3市
	32市町村(16市15町1村)		25市町村(21市 2町2村)	

※野田市：年間130枚の指定ごみ袋引換券を各家庭に配布し、超過した場合に購入してもらう。

※君津市：市が予め各世帯に無料で可燃ごみ用指定袋90枚を配布し、超過した場合に購入してもらう。

※香取市：旧市町で料金が設定(旧佐原市：袋代のみ、旧小見川町・旧山田町：定額、旧栗源町：処理料金上乗せ)されているため、上表の市町村数の合計が合わない。